

熊本県健康福祉補助金等交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県民の健康と福祉の増進を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付申請書)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書 事業ごとに知事が別に定める様式

(2) 収支予算書 別記第2号様式

ただし、上記様式により難しい場合は、別に定めるものとする。

(3) その他必要とする書類

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、知事が必要に応じ別に定める。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、必要に応じ別に定める。

(工事の着工及び完成報告)

第7条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の工事着工報告書及び工事完成報告書の様式並びにそれらの提出期限は、別に定める。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書 事業ごとに知事が別に定める様式

(2) 収支精算書 収支予算書を準用する。

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める。

4 補助金等の交付を概算払又は前金払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった年度の3月31日とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(補助金等の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

3 前々項の規定にかかわらず、補助金等の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払（又は前金払）請求書（別記第10号様式）によるものとする。

(補助金に係る仕入に係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第11号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑 則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年6月18日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
この要項は、平成17年5月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
この要項は、平成18年6月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
この要項は、平成19年5月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
この要項は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
この要項は、平成21年5月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
この要項は、平成22年4月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
この要項は、平成23年5月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
この要項は、平成24年4月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
この要項は、平成25年5月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
この要項は、平成26年5月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
この要項は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
この要項は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
この要項は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
この要項は、平成30年5月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
この要項は、平成31年4月1日から施行する。
この要項は、令和2年4月1日から施行する。
この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。
この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。
この要項は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)						
2 明るい長寿社会づくり推進事業補助金	平成元年10月19日付け老福第187号厚生省老人保健福祉部長通知「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」に基づき（一財）熊本さわやか長寿財団が行う都道府県明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、公課費)	(一財) 熊本さわやか長寿財団	知事が必要と認めた額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。	内容、補助申請額等に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合。		無						
3 熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金	1 介護施設等の開設時、増床時及び再開時（改築時）に必要な経費 特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存新設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費 （1）広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの） ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） （2）地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模な介護老人保健施設	(1) 社会福祉法人等、市町村 (2) 市町村（事業主体は社会福祉法人等）	(補助額の算定方法) 下表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に、第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 表 交付基礎額 1 介護施設等の開設時、増床時及び再開時（改築時）に必要な経費 (1) 広域型施設 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額 <table><tr><td>1 区分</td><td>2 交付基礎単価</td><td>3 単位</td></tr><tr><td>広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td></td><td></td></tr></table>	1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			1 開設日の変更。 2 補助事業に要する経費の総額20%を超える増減。		無
1 区分	2 交付基礎単価	3 単位										
広域型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室												

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)										
	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 2 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入に必要な経費 特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護テクノロジーの導入に必要な経費 (1) 広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） (2) 地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 3 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費 介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共		<table><tr><td></td><td> 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 訪問看護ステーション （大規模化やサテライト型事業所の設置） </td><td> 1,120千円 5,610千円 </td><td> 定員数 施設数 </td></tr><tr><td colspan="4">(2) 地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額</td></tr><tr><td></td><td> 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） </td><td> 1,120千円 </td><td> 定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業 </td></tr></table>		介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 訪問看護ステーション （大規模化やサテライト型事業所の設置）	1,120千円 5,610千円	定員数 施設数	(2) 地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額					地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,120千円	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業			
	介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 訪問看護ステーション （大規模化やサテライト型事業所の設置）	1,120千円 5,610千円	定員数 施設数															
(2) 地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額																		
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1,120千円	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業															

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
	有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。			認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム （有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 都市型軽費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム 施設内保育所	 18,800千円 561千円 561千円 5,610千円	所にあつては、宿泊定員数とする。） 施設数 定員数 施設数		
			2 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額					
			(1) 広域型施設 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額					
			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室					

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)		
				介護老人保健施設	561千円	定員数				
				介護医療院						
				ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
				養護老人ホーム						
				介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
			(2)地域密着型施設等 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額							
				地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、				
				小規模な介護老人保健施設						
				小規模な介護医療院						
				小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
				認知症高齢者グループホーム						

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)		
					小規模多機能型居宅介護事業所					
					看護小規模多機能型居宅介護事業所					
					小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
					定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9,310千円				施設数
					都市型軽費老人ホーム	281千円				定員数
					小規模な養護老人ホーム	281千円				
					施設内保育施設	2,810千円				施設数
				3 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額						
				介護予防拠点	134千円	1 か所				
4 介護保険苦情処理体制整備事業費補助金	熊本県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理事業に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費(社会保険料に限る。)、報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料)	熊本県国民健康保険団体連合会	3,060千円以内 補助金の額は、知事が必要と認めた額と「補助対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					無		

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																		
7 熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金	1 地域密着型サービス等整備等助成事業 【補助対象経費】 医療介護総合確保法第5条の市町村計画に定める地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 補助対象事業 (1)地域密着型サービス等整備助成事業 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模な養護老人ホーム ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・都市型軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイの整備	市町村（事業主体は補助対象施設を運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び民間事業者等）	（交付額の算定方法） 下表の第1欄に定める施設の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に、第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 表（配分基礎額） 1 地域密着型サービス等整備等助成事業 <table><tr><th>1 区分</th><th>2 配分基礎単価</th><th>3 単位</th></tr><tr><td colspan="3">地域密着型サービス施設等の整備 ※以下の範囲で知事が定める額</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>小規模な介護老人保健施設</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>小規模な介護医療院</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>小規模な養護老人ホーム</td><td>3,190千円</td><td>整備床数</td></tr></table>	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	地域密着型サービス施設等の整備 ※以下の範囲で知事が定める額			地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数	小規模な介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数	小規模な介護医療院	25,000～74,600千円	施設数	小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数	交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合		無
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位																						
地域密着型サービス施設等の整備 ※以下の範囲で知事が定める額																								
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数																						
小規模な介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数																						
小規模な介護医療院	25,000～74,600千円	施設数																						
小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数																						

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																													
	・施設内保育施設 ・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) (2)介護施設の合築等(上記(1)の事業対象施設と合築・併設) (3)空き家を活用した整備(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター) (4)介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 (5)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 (6)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 (7)公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業 (8)都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業 (9)中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業 (10)介護施設等の集約・再編支援事業 2 定期借地権設定のための一時金の支援事業 【補助対象経費】 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。			<table><tr><td>小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>都市型軽費老人ホーム</td><td>2,390千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>15,000～44,700千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>15,000～44,700千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>7,900千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>15,000～44,700千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>認知症対応型デイサービスセンター</td><td>16,000千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>介護予防拠点</td><td>11,900千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>地域包括支援センター</td><td>1,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>生活支援ハウス</td><td>47,500千円</td><td>施設数</td></tr></table>	小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数	都市型軽費老人ホーム	2,390千円	整備床数	認知症高齢者グループホーム	15,000～44,700千円	施設数	小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数	認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数	介護予防拠点	11,900千円	施設数	地域包括支援センター	1,600千円	施設数	生活支援ハウス	47,500千円	施設数			
小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数																																			
都市型軽費老人ホーム	2,390千円	整備床数																																			
認知症高齢者グループホーム	15,000～44,700千円	施設数																																			
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数																																			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数																																			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数																																			
認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数																																			
介護予防拠点	11,900千円	施設数																																			
地域包括支援センター	1,600千円	施設数																																			
生活支援ハウス	47,500千円	施設数																																			

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
	3 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 (1)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 (2)既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 【補助対象経費】 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (3)介護施設等における看取り環境整備推進事業 (4)共生型サービス事業所の整備推進事業 【補助対象経費】 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 4 民有地マッチング事業 【補助対象経費】 民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等 5 介護職員の宿舎施設整備事業 【補助対象経費】 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知			緊急ショートステイの整備 施設内保育施設 小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1,600千円 16,000千円 2,000～5,960千円	整備床数 施設数 整備床数			
				介護施設の合築等 1 (1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる			
				認知症グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	※以下の範囲で知事が定める額 11,900千円	施設数			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)		
	整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 ６ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 (1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 【補助対象経費】 介護施設等における簡易陰圧装置の設置又は感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）及び各居室の個				認知症対応型デイサービスセンター						
					介護施設等の創設を条件 に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備						
					特別養護老人ホーム	1,510千円				定員数	
					介護老人保健施設						
					介護医療院						
					養護老人ホーム						
					軽費老人ホーム						

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																								
	0.6%に相当する額を限度額とする。ア及び多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 ①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 ②従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 ③家族面会室の整備等経費支援 【補助対象経費】 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 【補助対象施設等（いずれも定員規模は問わない）】 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所		<table><tr><td colspan="4">1 (5)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備、 1 (6)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。</td><td></td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td><td></td></tr><tr><td>介護医療院</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td><td></td></tr><tr><td>養護老人ホーム</td><td>3,190千円</td><td>整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。</td><td></td></tr><tr><td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。</td><td></td></tr></table>	1 (5)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備、 1 (6)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額				特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数		介護医療院	25,000～74,600千円	施設数		養護老人ホーム	3,190千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。				
1 (5)災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備、 1 (6)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備 ※以下の範囲で知事が必要と認めた額																														
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。																												
介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数																												
介護医療院	25,000～74,600千円	施設数																												
養護老人ホーム	3,190千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。																												
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。																												

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス (3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 【補助対象経費】 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 【補助対象施設等（いずれも定員規模は問わない）】 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス			介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。			
			公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業 ※以下の範囲で知事が定める額						
			地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円		整備床数			
			小規模な介護老人保健施設	25,000～74,600千円		施設数			
			小規模な介護医療院	25,000～74,600千円		施設数			
			小規模な養護老人ホーム	3,190千円		整備床数			
			小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円		整備床数			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
				都市型軽費老人ホーム	2,390千円	整備床数			
				認知症高齢者グループホーム	15,000～44,700千円	施設数			
				小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数			
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数			
				看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数			
				認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数			
				介護予防拠点	11,900千円	施設数			
				地域包括支援センター	1,600千円	施設数			
				生活支援ハウス	47,500千円	施設数			
				緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
					施設内保育施設	16,000千円	施設数		
					小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数		
					特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数		
					介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数		
					介護医療院	25,000～74,600千円	施設数		
					養護老人ホーム	3,190千円	整備床数		
					ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数		

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
					有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数		
					空き家を活用した整備 ※以下の範囲で知事が定める額				
					認知症グループホーム	11,900千円	施設数		
					小規模多機能型居宅介護事業所				
					看護小規模多機能型居宅介護事業所				
					認知症対応型デイサービスセンター				

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)															
			都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業 ※以下の範囲で知事が定める額 ※指定都市等において実施する場合は、下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額 <table><tr><td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>介護医療院</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>養護老人ホーム</td><td>3,190千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数</td></tr></table>	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数	介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数	介護医療院	25,000～74,600千円	施設数	養護老人ホーム	3,190千円	整備床数	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数																			
介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数																			
介護医療院	25,000～74,600千円	施設数																			
養護老人ホーム	3,190千円	整備床数																			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数																			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
				有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数			
			中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業 ※以下の範囲で知事が定める額						
				地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数			
				小規模な介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数			
				小規模な介護医療院	25,000～74,600千円	施設数			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
					小規模な養護老人ホーム 3,190千円 整備床数			
					小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 2,000～5,960千円 整備床数			
					都市型軽費老人ホーム 2,390千円 整備床数			
					認知症高齢者グループホーム 15,000～44,700千円 施設数			
					小規模多機能型居宅介護事業所 15,000～44,700千円 施設数			
					定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 7,900千円 施設数			
					看護小規模多機能型居宅介護事業所 15,000～44,700千円 施設数			
					認知症対応型デイサービスセンター 16,000千円 施設数			
					介護予防拠点 11,900千円 施設数			
					地域包括支援センター 1,600千円 施設数			
					生活支援ハウス 47,500千円 施設数			
					緊急ショートステイの整備 1,600千円 整備床数			
					施設内保育施設 16,000千円 施設数			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
					小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数	
					特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数	
					介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数	
					介護医療院	25,000～74,600千円	施設数	
					養護老人ホーム	3,190千円	整備床数	
					ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数	
					有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数	

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																					
			空き家を活用した整備 ※以下の範囲で知事が定める額 <table><tr><td>認知症グループホーム</td><td rowspan="4">11,900千円</td><td rowspan="4">施設数</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr><tr><td>認知症対応型デイサービスセンター</td></tr></table> 介護施設等の集約・再編支援事業 ※以下の範囲で知事が定める額 ※指定都市等において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額 <table><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>小規模な介護老人保健施設</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>小規模な介護医療院</td><td>25,000～74,600千円</td><td>施設数</td></tr><tr><td>小規模な養護老人ホーム</td><td>3,190千円</td><td>整備床数</td></tr><tr><td>小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td><td>2,000～5,960千円</td><td>整備床数</td></tr></table>	認知症グループホーム	11,900千円	施設数	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型デイサービスセンター	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数	小規模な介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数	小規模な介護医療院	25,000～74,600千円	施設数	小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数			
認知症グループホーム	11,900千円	施設数																									
小規模多機能型居宅介護事業所																											
看護小規模多機能型居宅介護事業所																											
認知症対応型デイサービスセンター																											
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数																									
小規模な介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数																									
小規模な介護医療院	25,000～74,600千円	施設数																									
小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数																									
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数																									

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
				都市型軽費老人ホーム	2,390千円	整備床数		
				認知症高齢者グループホーム	15,000～44,700千円	施設数		
				小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数		
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数		
				看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～44,700千円	施設数		
				認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数		
				介護予防拠点	11,900千円	施設数		
				地域包括支援センター	1,600千円	施設数		
				生活支援ハウス	47,500千円	施設数		
				緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数		
				施設内保育施設	16,000千円	施設数		
				小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,960千円	整備床数		
				特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,960千円	整備床数		
				介護老人保健施設	25,000～74,600千円	施設数		

高齡者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
				介護医療院	25,000～74,600千円	施設数			
				養護老人ホーム	3,190千円	整備床数			
				ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数			
				有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,960千円	整備床数			
			介護施設の合築等						
				1(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる			
			空き家を活用した整備 ※以下の範囲で知事が定める額						
				認知症グループホーム	11,900千円	施設数			
				小規模多機能型居宅介護事業所					
				看護小規模多機能型居宅介護事業所					
				認知症対応型デイサービスセンター					

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
			2 定期借地権設定のための一時金の支援事業			
			1 区分	2 配分基準	3 補助率	
			【本体施設】			
			定員30名以上の広域型施設			
			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
			介護老人保健施設			
			介護医療院			
			ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
			養護老人ホーム			

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額				変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
					介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
					定員29名以下の地域密着型施設等				
					地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
					小規模な介護老人保健施設				
					小規模な介護医療院				
					小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				

高齢者支援課

補助金名	補 助 対 象 経 費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
				認知症高齢者グループホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	1 / 2		
				小規模多機能型居宅介護事業所				
				看護小規模多機能型居宅介護事業所				
				都市型軽費老人ホーム				
				小規模な養護老人ホーム				
				施設内保育施設				
				小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				